

(仮称)板橋区交通安全計画 2025 素案【概要版】

板橋区交通安全計画 2025(以下「計画」という。)は、交通安全対策基本法(昭和 45 年 6 月 1 日法律第 110 号)第 26 条の規定により、国の第 11 次交通安全基本計画及び東京都の第 11 次東京都交通安全計画に基づき、区、区内警察署及び区域を管轄する国や都の地方行政機関が実施する施策や、交通関係機関及び陸上交通に関わる事業者の交通に関する事業・計画を記載するものです。

1 計画の構成

第 1 部 計画の目標及び課題とその施策

(1) 第 1 章 総論【本編 P5～P8】

「交通事故を無くすことは、区内交通者全てが、一人ひとりの暮らしを守るために、自分事として全力を挙げて取り組むべき課題」として計画策定の主旨に位置づけ、将来的には「事故のない社会を実現する」ことを計画の基本理念とします。

本計画は、区の各種計画に加え、令和 4 年 2 月に策定した「自転車活用推進計画」とも整合・連携を図り、令和 5 年から令和 7 年までの 3 年間を計画期間とします。

計画の対象は行政機関、区民・区内通行者、事業者、交通関係団体、ボランティアとします。

(2) 第 2 章 区内の道路交通の現状【本編 P11～P13】

区内の自動車・二輪車の台数や、運転免許保有者数、自転車防犯登録台数、道路延長や交通量等、交通に関連する区の現状を示します。

(3) 第 3 章 区内の交通事故の状況【本編 P17～P21】

区内の交通事故発生件数、状態別交通事故死傷者数の推移、死傷者数の年齢層別推移、交通事故の状態別関与率の推移を記載し、その傾向と課題を示します。

(4) 第 4 章 交通安全計画の目標【本編 P25～P28】

第 9 次板橋区交通安全計画の目標と成果、板橋区交通安全計画 2025 の目標を示します。

〈計画の成果〉

- ・「年間の交通事故発生件数を 1,000 件以下にする」ことを令和元年より達成しています。
- ・「年間の自転車を含めた交通事故死者数をゼロにする」は未達成です。
- ・「年間の自転車乗用中の事故発生件数を 350 件以下にする」は未達成です。

〈計画の目標〉

- ・年間の交通事故発生件数を(※)件以下にします。
- ・自転車を含めた交通事故死者数をゼロにします。
- ・自転車乗用中の交通事故発生件数を(※)件以下にします。

※関係機関と協議し、原案までに示します。

(5) 第5章 区内の交通安全の重点課題と施策【本編 P31～P52】

近年の自転車事故増加を受けた「自転車+(プラス)活用推進と安全対策」を重点課題[1]、重大事故につながる「ながらスマホ対策」を重点課題[2]として掲げるとともに、この施策やこれまでの実績等を示します。

◎重点課題[1]「自転車+活用推進と安全対策」のための施策

「板橋区自転車活用推進計画」と整合、連携を図った各種施策の実施

対策① ハード対策	
(ア)	歩行者と自転車+を適切に分離する通行空間づくりの推進
(イ)	自転車+とクルマが共存できる通行空間の確保
(ウ)	情報通信技術の活用
(エ)	新たなモビリティへの対応
(オ)	気軽に体験できる自転車+活用の推進
対策② 人づくり	
(ア)	子どもをはぐくむ自転車+安全利用環境の形成
(イ)	予防的な自転車+安全利用の推進
(ウ)	安全性を高める行動の促進
(エ)	ヘルメット着用推進キャンペーンの実施

◎重点課題[2]「ながらスマホ対策」のための施策

警察等の関係機関と連携したあらゆる機会を通じた啓発活動

対策 広報啓発活動の強化	
①	交通安全運動での啓発
②	交通安全啓発イベントでの周知
③	学校等での交通安全啓発活動での周知
④	動画配信での周知
⑤	商業施設やガソリンスタンド等への啓発協力依頼

(6) 第6章 交通安全教育と交通安全意識の啓発【本編 P55～P72】

小学校や中学校、高校、特別支援学校、保育園・幼稚園への教育の場を通じた段階的な交通安全教育の推進のほか、各事業所への運転者の安全教育、障がい者に対する交通安全教育、地域社会を通じた子どもから高齢者までの交通安全啓発等の取組を示します。

(7) 第7章 社会情勢の変化に伴う安全対策【本編 P75～P76】

電動キックボードの交通安全啓発、スケートボード、キックボードなどの危険対策、フル電動自転車の対策、フードデリバリー事業者への交通安全啓発を示します。

第2部 行政機関・関係機関の取組

(1) 第1章 道路交通環境の整備【本編 P81～P90】

各機関における交通安全の基盤となる道路施設の整備・維持管理、安全運行のための車両の運転、装備、整備への取組を示します。

(2) 第2章 交通規制等の実施【本編 P93～P94】

交通規制や適切な指導・情報共有、交通管制システムの高度化等の警察による取組を示します。

(3) 第3章 道路交通秩序の維持【本編 P97～P100】

取締りのほか、違法駐車防止のための警察による取組を示します。

(4) 第4章 安全運転の確保【本編 P103】

運転者教育の充実、貨物自動車事故防止対策の警察による取組を示します。

(5) 第5章 救助・救急体制の整備【本編 P107～P114】

救助・緊急体制の状況やその充実のための体制の強化、医療機関との連携強化、設備の強化、区民への教育訓練等消防による取組を示します。

(6) 第6章 被害者の救済【本編 P117】

事故当事者間の解決を補完するための交通事故相談業務の取組を示します。

(7) 第7章 鉄道及び踏切道の安全確保【本編 P121～P127】

各鉄道事業者による鉄道の安全運行のための、設備点検と整備、新たな設備の導入のほか、駅施設のバリアフリー化、職員の教育の充実や資質の向上、緊急時における救助・救急体制の整備、利用者への安全啓発、踏切道の安全確保等の取組を示します。

(8) 第8章 災害に強い交通施設等の整備と災害時の交通安全の確保等【本編 P131～P137】

各機関による災害時の交通安全体制の再構築や、災害に強い交通施設等の整備の強化、災害情報の集中管理を行う防災センターの運営、交通規制による交通安全の確保、人員及び物資等の輸送体制の構築、災害時における自転車活用、救助・救急体制の整備・推進、帰宅困難者対策等の取組を示します。

2 今後の予定

令和4年 9月	板橋区交通安全協議会(協議)	↑ 計画素案
令和4年 10月	パブリックコメントの実施	
令和5年 5月	板橋区交通安全協議会(協議、計画策定)	↑ 計画原案
令和5年 6月	都知事報告、印刷、周知	